

区立小中学校における任期付短時間勤務職員（教諭職）の採用について

1 目的

児童・生徒一人ひとりの学習状況に応じたきめ細かな指導を行うために、任期付短時間勤務職員（教諭職）を採用し、指導体制を充実させることで基礎学力の向上を図る。

2 根拠規程

中野区の一般職の任期付職員の採用に関する条例第3条第2項

第3条

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 職名

教諭

4 任命権者

中野区教育委員会

5 資格

採用校種に相当する教員免許状を有している者

6 主な職務

教科指導（少人数指導、ティーム・ティーチング、補教等）、放課後学習指導、指導資料作成、教材作成など

7 採用人数

33人（各校1人を配置 小学校23人、中学校10人）

8 任期

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

9 勤務日数

週当たり 4 日

10 給与等

- (1) 給料 都費教員大卒初任給相当(8割)ほか、諸手当
- (2) 休暇 年次有給休暇ほか、各種休暇制度

11 今後の予定

平成29年11月	区議会第四回定例会において条例案を提案
12月	教育委員会において関係規則の制定
12月上旬	募集開始
平成30年2月中旬	選考結果発表